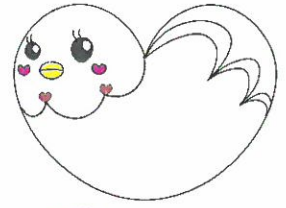


令和2年4月1日施行



松戸市虐待防止条例 ができました！

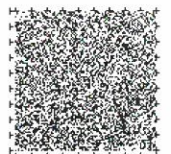
松戸市では、**児童・高齢者・障害者**に対する虐待の防止に向けて、市、市民、関係団体及び地域社会が協力して取り組んでいくための「松戸市虐待防止条例」を制定しました。

虐待のない誰もが
安心して暮らせるまち

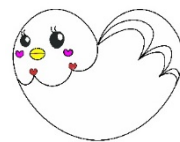
まっど

の実現を目指して

【虐待相談連絡先】



松戸市虐待防止条例



(施行日：令和2年4月1日)

条例の目的

虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現

基本理念

- ① 虐待は人権侵害行為であり決して行ってはいけません
- ② 児童・高齢者・障害者の命と尊厳を守ることを最優先とし、できる限り虐待を受けた人の利益を尊重します
また保護者・介護者の人権も尊重されるようにします
- ③ 市、市民、関係団体、地域社会が協力して取り組みます

市を挙げて
取り組むこと

方針を共有して
取り組むこと

児童・高齢者・障害者
虐待防止対策の連携

【市】
虐待防止対策を推進します

【市民】
虐待防止への理解を深めます

【関係団体】
早期発見に努めます
市の施策に協力します

【地域社会】
児童・高齢者・障害者のいる家庭と積極的に関わり合いを持ち、安心して生活できる環境づくりに努めます

- 通告・相談しやすい環境にします
- 虐待を受けた人の安全が速やかに確認できるように協力します
- 安心して子育て・介護等ができるような地域づくりに努めます
- 支援を行う際に、虐待を受けた人の意思を尊重します
- 虐待に関する研修等を実施すると共に参加しやすい環境を整えます
- 正しい知識の普及や意識高揚を図るために啓発します

3つの虐待防止対策が連携することで効果的な取り組みが行えるように体制を整えます

